

保護者の方へ：必ずお読みください。

# ヒブワクチン予防接種のお知らせ

《予防接種説明書》

- 初期はかぜ症状ではじまりますが、脳やのどの奥（喉頭）、肺、関節などに炎症を起こさせます。細菌性髄膜炎、急性喉頭蓋炎、肺炎などを起こすことがあり、細菌性髄膜炎にかかる子の半分以上がヒブ（Hib）によるものだといわれています。
- ヒブによる細菌性髄膜炎（ヒブ髄膜炎）は、5歳未満の乳幼児がかかりやすく、特に生後3か月から2歳になるまでは、かかりやすいので注意が必要です。日本の年間患者数は少なくとも600人と報告されており、後遺症が残ったり、亡くなる子もいる怖い病気です。さらに最近では抗生物質の効かない菌（耐性菌）も増えてきており、治療が困難になってきています。なお、ヒブとインフルエンザとは関係ありません。
- ヒブワクチンはヒブによる感染症を予防するワクチンです。忘れずに予防接種を受けましょう。

## 1 対象年齢及び接種回数

生後2か月～5歳未満（標準接種期間：初回接種…生後2か月～生後7か月未満）

※対象年齢を過ぎると、公費での接種は受けられなくなります。



### 【ヒブワクチンの接種開始時期と接種回数】

1回目接種/開始月齢	接種間隔
生後2か月以上 7か月未満	<p>初回接種 27日以上の間隔をおいて3回（標準的には、27～56日の間隔） 初回接種の3回は、<u>生後12か月未満までに行なうこと</u></p> <p>追加接種 初回3回目終了後、<u>7か月以上</u>の間隔をおいて1回（標準的には、<u>7～13か月</u>の間隔）</p> <p>初回 → 27～56日 → 2回目 → 27～56日 → 3回目 → 7～13か月の間 → 追加</p> <p>※初回2回目、又は3回目の接種において生後12か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。追加接種は（初回接種終了後、27日以上の間隔をおいて1回）実施可能</p>
生後7か月以上 12か月未満	<p>初回接種 27日以上の間隔をおいて2回（標準的には、27～56日の間隔） 初回接種の2回は、<u>生後12か月未満までに行なうこと</u></p> <p>追加接種 初回2回目終了後、<u>7か月以上</u>の間隔をおいて1回（標準的には、<u>7～13か月</u>の間隔）</p> <p>初回 → 27～56日 → 2回目 → 7～13か月の間 → 追加</p> <p>※初回2回目の接種において生後12か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。追加接種は（初回接種終了後、27日以上の間隔をおいて1回）実施可能</p>
生後12か月以上 5歳未満	1回のみ 1回目

### 【他のワクチンとの同時接種について】

B型肝炎・ヒブ・小児用肺炎球菌・四種混合・ロタウイルスワクチンの同時接種が可能です。市では、短期間に効率的に予防効果を獲得できることから同時接種を奨めています。それぞれ単独接種することも可能です。

## 2 予防接種の場所

遠野健康福祉の里（健診室）または 県立遠野病院小児科

※かかりつけ医等、市外医療機関での接種を希望する場合は、接種10日前までに母子安心課での手続きが必要です。

## 3 予防接種の日時

別紙日程表・医療機関一覧をご覧ください。受付時間 12時40分～13時10分

## 4 予防接種の費用

無料 ※ただし、法定接種年齢を外れて受けたときは有料になります。

## 5 持ち物

母子健康手帳 予防接種予診票 ※同時接種の場合、同時接種同意書

※予防接種予診票、同意書に必要事項を記入、捺印（同意書のみ）の上、接種当日持参してください。

《裏面も必ずお読みください》

#### ◆予防接種後に起こるかもしれない体の変化

- ・まれに局所症状として発赤、腫張、硬結、疼痛など、全身反応として発熱、不機嫌、異常号泣、食欲不振、嘔吐、下痢、不眠、傾眠などが認められています。
- ・極まれに重い副反応として、ショック、アナフィラキシーショック症状、けいれんなどが起こります。

#### ◆予防接種を受けるときのご注意

- ・お子さんの健康状態の良いときに受けましょう。
- ・このお知らせを読んでから、予防接種予診票を記入してください。心配なことは医師に相談しましょう。
- ・接種の際には、保護者の方か、日頃からお子さんの健康状態をよく知っていて医師の質問に答えられる方が付き添ってください。



#### ◆予防接種を受けることができない人

- ・明らかに発熱している人(37.5℃以上)
- ・重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ・その日受ける予防接種によって、または予防接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーショック症状を呈したことがあることが明らかな人
- ・麻しん（はしか）にかかり治癒後4週間経過していない人
- ・風しん・おたふくかぜ・水ぼうそうにかかって治癒後2～4週間経過していない人
- ・突発性発疹・手足口病・インフルエンザにかかって治癒後1～2週間経過していない人
- ・その他、かかりつけの医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断した人

#### ◆予防接種を受ける前に、医師とよく相談しなければならない人

- ・心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある人
- ・前に予防接種を受けた時、接種後に発熱、発しん、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた人
- ・過去にけいれんの既往のある人
- ・過去に免疫不全の診断がなされている人
- ・接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人

#### ◆予防接種後の注意

- ・接種後30分はお子さんの様子をよく確認してください。
- ・接種当日は接種部位を清潔に保ち、いつも通りの生活をしましょう。また、激しい運動は避けてください。
- ・接種後、生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ・接種した日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすったりしないでください。
- ・接種後、注射部位のひどい腫れ、高熱、ひきつけ等の症状が現れた場合、医師の診察を受けてください。また、医師の診察を受けた後は、下記担当までご連絡ください。

#### ◆予防接種による健康被害救済制度について

- ・定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- ・健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- ・決められた医療機関以外で接種したり、法定接種年齢を外れて受けたときは予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害が生じた場合は、遠野市予防接種事故災害補償規則に基づく救済を受けることになります。救済の必要が生じた場合には、診察した医師または下記担当へご相談ください。